

政府一体で広域処理・再生を

災害廃棄物 首相を議長に関係閣僚会合

野田首相を議長とする「災害廃棄物の処理の推進に関する関係閣僚会合」が3月13日開催され、災害廃棄物の処理に向け、政府が一体となって取り組む体制が整備された。副議長に内閣官房長官、環境大臣、復興大臣が就任。総務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣で構成される。処理だけでなく、再生利用の推進について総合調整や進捗管理などを行う。

宮城県や岩手県内の災害廃棄物のうち、放射

性物質が不検出または低濃度のもので広域処理を必要としている量は約400万トと推計される。一方、広域処理が行われているのは東京都、山形県、青森県に限られているのが実状。

同会合では国の処理の代行を定めた災害廃棄物処理特別措置法に基づき、被災3県を除く都道府県に対し、受け入れの協力を要請することを明らかにした。同法に基づく要請は、今回が初めてとなる。すでに受け入れを表

明している自治体には、受け入れを依頼する災害廃棄物の種類や量を明示し、協力を要請する。その際、放射性物質濃度に関する受け入れ基準や焼却の方法を特措法に基づく措置として定める。環境省によると、処理基準

については「これまでの知見を集約する形で、新しい数値を盛り込む考えはない」としている。

一方、同会合では、再生利用についても取り組み状況や方針が確認された。コンクリートなど不燃性の災害廃棄物は建設資材に再生し、道路の路盤材や防湖林の盛土などにも使用できる。このため、国立公園などの整備事業で活用を図るとして

いる。

3月9日現在、受け入れを表明しているか、前向きな姿勢を示している主な自治体は、20市町に上る。内訳は北海道稚内市、青森県八戸市、秋田県大仙市、秋田市、横手市、仙北市、由利本荘市、群馬県中之条町、埼玉県、神奈川県、川崎市、静岡県、島田市、静岡市、裾野市、富士市、石川県輪島市、福井県敦賀市、大阪府、沖縄県。